

告示

埼玉県告示第百三十四号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 知事指定薬物

イ N —(2—フルオロフェニル)— N —「1—(2—フェニルエチル)ピペリジン—4—イル」プロパンアミド（通称名Ortho—fluorofentanyl、2—Fluorofentanyl、o—fluorofentanyl）及びその塩類

ロ N —(4—メトキシフェニル)— N —「1—(2—フェニルエチル)ピペリジン—4—イル」ブタンアミド（通称名p—Methoxybutyrylfentanyl、Paramethoxybutyrylfentanyl、4—Methoxybutyrylfentanyl、4—MeO—BF）及びその塩類

ハ N —エチル—1—(2—フルオロフェニル)プロパン—2—アミン（通称名2—FEA、2—fluoroethamphetamine）及びその塩類

ニ N —(1—アミノ—3・3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—(シクロヘキシルメチル)—1— H —インドール—3—カルボキサミド（通称名ADB—CHMICA）及びその塩類

二 効力発生の日

平成三十一年二月二十日